

京コークス販賣會社の株は全部東京ガス會社の所有であるから、コークス會社はガス會社の純然たる子會社である。従つて子會社の利益は全部親會社の収入となるのであるが、コークスの販賣價格を市價より不當に低下せしめて市價との開きを隠匿し、重役の自由になる金として、則ち市會議員買収方の機密費として留めることがやればやれる仕組になつてゐるのである。同會社の隠匿利益として一般に言はれて居るものは一噸當り市價二十二、三圓のコークスを十七八圓に拂ひ下げてゐるのがその一である。

三引商事は最近ガス會社の土木部に入り込むことになつた。三引商事が東京ガスを喰つてゐる事實即ち一方から見れば同會社の利益を隠匿してゐる一例をあげると、淺野から石川島造船所が埋立地五萬坪を坪當り十五圓で買つたものが安田銀行の擔保となつてゐた。然るに安田銀行は石川島造船所は不安であるから東京ガスに肩代りを申込んだのである。で買値十五圓に利子が付いて坪當り二十三圓位になつてゐたのを二十五圓で石川島造船所から東京ガスに買取られかねないかと相談を申込んだが、この埋立地は船のつかない不便な土地なので、久しく話が進まなかつたが、最近になつて此土地を坪當り三十四圓で東京ガスが買つて居る。然も直接石川島造船所から之を買はず、三引商事を介して購入してゐる。

また三井物産と石炭購入の契約をする場合に、例へば市價一噸當り二十三圓の時には之を二十五圓で契約して二圓の戻りを取ることにするのである。然しながらかく出入を直截にしてはすく暴露するので、三井の直索である北海道炭坑と東京ガスの直索である北海道ガスとの間

に取引が行はれ、人目のつかぬ様に利益の授受が行はれてゐる。

四、瓦斯事業の公營化

瓦斯事業は光と熱とを供給する事業であつて、日常生活になくてはならぬ事業である。従つて獨り事業會社の利益を認むべきものではなくして、需要者の立場を常に考慮しなければならぬ。然も瓦斯會社は供給區域を獨占する所謂獨占事業であつて、需要者に對し極めて強い地位を持つて居るものである。こうした強い立場を持つガス會社に對して經營を自由に放任し、利益を壟斷せしむるは不當であつて之を市營に移し、非營利主義の立場からガス事業の公營を行はねばならぬ。

然るに現在東京ガス株式會社は東京市と報償契約を締結し、その第四條に「市ハ本契約期間ニ自ラ瓦斯事業ヲ經營又新クニ瓦斯供給營業者ニ對シテ第一條（道路ノ他ノ使用）ノ承諾ヲ與ヘス、但會社力獨占權ヲ濫用シ不法ニ市ノ公益ヲ害シタル場合ハ此限ニテアラズ」と規定し、東京市の瓦斯事業の經營を排除し、他の私營事業に對しては東京市の道路の使用を樂するの約束をなし、事實上私營事業の經營を排除して居るのである。而して東京ガス會社に東京市長の管理せる道路を占用するが爲め、報償契約に於て會社の利益金の百分の六即年額約五十四萬圓を東京市に納めて居る。然るに實際に於ては道路占用權は一圓當り六圓ガス管の占用間數は五十五萬五千間に對して三百三十三萬五千圓を支拂ふべき筈であるが、報償契約を所として普通の占用料支拂の義務を忘て居る。之又ガス會社が東京市より大なる恩恵を蒙て居る所以であつて、東京市民は普通選挙法に依つて選出せられたる市會議員の選定した市長と東京ガ

本所區の大正十四年の瓦斯消費高は一億二千七百三十萬立方呎で、昭和三年下半年の消費高は二億三千六百六十七萬立方呎で、此の増加率は八

然も東京ガスは瓦斯事業法第十三條「瓦斯の成分壓力光力及熱量並瓦斯工作物ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ定ム」との規定により昭和二年十二月二十七日附商工省の認可せる熱量三六〇〇カロリーを、其通り供給せず、審視廳の調査による規定通りの熱量を缺くこと屢ならずと言はれて居る。此點は若し瓦斯會社が承知して瓦斯料金を徴収するにせよ、明に詐欺行為と言はなければならぬ。

又東京ガス株式會社は東京市内に於ける普及率に於て公平を缺き山の手方面に厚くして下町方面に甚だ薄いのである。大正十四年下半期に於て麹町區ガス消費高は一億五千九百六十六萬立方呎であつたが、昭和三年下半年に於ては二億二千三百二十七立方呎で、此の増加率は三九%であつたが、昭和三年下半年には九千八百五十八となり此の増加率三八%である。

本所區の大正十四年の瓦斯消費高は一億二千七百三十萬立方呎で、昭和三年下半年の消費高は二億三千六百六十七萬立方呎で、此の増加率は八%であり、設置メートル數は大正十四年末に六千五百九十六であるが昭和三年末には二萬二千八百八でその増加率は二百三十五%である。之は震災の復舊によるものであらう。

扱つて次に戸數に對するメートル數を見ると麹町區は一萬二千九十九戸に對してメートル數九千八百五十八で此の普及率は九六%である。然るに本所に於ては戸數四萬七千八百七に對してメートル數二萬二千八百八で四

此の如く東京ガスの如き營利會社では勢ひ營利にのみ走つて本來の性質たる公益事業たることを忘れて需要者の利益を無視するに至るのである。即ち東京市民の税金を以て鋪設した道路を廻り返して修繕をしないのみならず、極めて低い賠償金を以て東京市の道路を占用し、然も其熱量は甚だ不足し、稍もすれば下町區域の比較的生活困難の方面を無視して公共の精神を没却してゐる。ガスの如き生活必需品の供給事業は公益化したければ到底理想的なる經營は下可能である。然るに近來傳ふる所によれば、東京ガス會社に對しては三井財團の資本が注入せられ、取締役岡本總氏及北九州瓦斯株式會社其他三井系の徒黨を通じて三十萬株の權利が把握せられて、渡邊系及若尾系の失却したる後を襲ひつゝ、あるのは事實であつて、大資本の威力を以て東京市民の膏血を搾取し隨く進歩利を貪らんとしつゝあるは歴然たるものがある。現在東京ガス料金の値下運動に追隨して三井財團に對する攻撃の火の手が上らんとするのは必然の勢であらうと見られてゐる。